

建災防静岡県支部 2

差出人: 川瀬 裕平(kawase-yuuhei.17f) <kawase-yuuhei.17f@mhlw.go.jp>
送信日時: 2022年3月4日金曜日 18:05
宛先: undisclosed-recipients:
件名: 「石綿事前調査結果報告システム」の運用開始について (お知らせ)
添付ファイル: 【リーフレット】(R0403)3月18日から電子システムによる報告ができます.pptx; 【リーフレット】(R0403)3月18日から電子システムによる報告ができます.pdf

関係団体のみなさま
(BCC で送付させていただきます)

いつもお世話になります。

改正石綿則の施行により、令和4年4月1日から「石綿の事前調査結果の報告制度」がスタートします。この報告は、パソコン、タブレット、スマートフォンによる電子システムを用いて行うこととされていますが、先日、「石綿事前調査結果報告システム」の運用開始が令和4年3月18日からという記者発表がなされました。

静岡県内の報告対象工事は年間7万件程度と見込まれていますが、1月18日から2月18日までの1か月間に行われたユーザーテストは計100件程度の報告で、前述の報告見込み件数や解体・改修工事を行うと思われる事業者数を鑑みると、今回の改正内容の浸透状況に不安が残るところです。

そのため、静岡労働局においては、さらなる周知の実施のため、記者発表資料をもとに、周知用のリーフレットを作成しました。このリーフレットを用いて、関係事業者や会員様、また、解体・改修業者に限らず、今後解体・改修工事の発注者となる予定の方（発注者へは、石綿則により、請負人に対する石綿使用の有無の通知や事前調査等の配慮が義務付けられています。）への周知等にご協力いただけますと大変ありがたいです。

よろしく願いいたします。

※添付ファイルとしてリーフレットの ppt 版と PDF 版を添付させていただきましたが、どちらも同じ内容です。

静岡労働局 健康安全課
安全主任 川瀬
〒420-8639
静岡市葵区追手町 9-50
静岡地方合同庁舎 3 階
TEL:054-254-6314

